

岡山市私道整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 私道の整備を促進し、もつて生活環境の向上及び交通安全に資するため私道の整備工事を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、公道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。

2 この要綱において、私道とは、道路敷地が私人の所有に属し、地域の生活道路として一般交通の用に供されている道路で、公道以外のものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる私道は、次の各号に該当するものであることとする。

(1) 道路幅員（私有地と公有地が並行して一体的に利用されている場合は、合計幅員とする。）が1.8メートル以上であること。

(2) 築造後10年を経過したものであること。

(3) 沿道の住宅等が2棟以上で宅地の所有者が2人以上であること。

(4) 私道敷地の所有者全員の同意が得られること。ただし、私道敷地の各筆の一部又は全部の所有の形態が共有で、共有者の一部の所在を把握することが困難であり、その者（以下「所在等不明共有者」という。）の同意が得られない場合は、舗装整備工事のうち一部の工事に限り、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める要件とすることができる。

ア 工事が私道の現状をより良好な状態に改良する行為に当たる場合 私道敷地の各筆毎に、持分に従い、その過半数の共有者の同意が得られること。

イ 工事が私道の現状を維持する保存行為に当たる場合 私道敷地の各筆毎に共有者1人以上の同意が得られること。

(5) 沿道の住宅等に居住する者又は使用する者の代表者全員の同意が得られること。ただし、所在等不明共有者を除く。

2 補助金の交付を受けて整備した私道については、再度、補助金の交付を申請することが

できない。ただし、補助金の交付を受けて10年を経過した場合は、再度、補助金の交付を申請することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助の対象とすることができるものとする。

(工事の種類)

第4条 補助金交付の対象となる工事の種類は、次の各号に定めるものとし、別表に掲げる構造と同程度以上のものでなければならない。ただし、現地の状況により別表の構造と同等以上の効用がある場合は、これによらないことができる。

- (1) 舗装新設工事
- (2) 舗装整備工事
- (3) 側溝新設工事
- (4) 側溝布設替工事
- (5) 土留擁壁新設工事
- (6) 土留擁壁改修工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が別に定める標準設計による工事に要する費用(以下「標準工事費」という。)を補助対象工事費(当該工事費が標準工事費に満たないときは、当該工事費を補助対象工事費とする。以下次項において同じ。)とし、この補助対象工事費に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額以内とする。

- (1) 舗装新設工事 2分の1
- (2) 舗装整備工事 2分の1
- (3) 側溝新設工事 2分の1
- (4) 側溝布設替工事 2分の1
- (5) 土留擁壁新設工事 2分の1
- (6) 土留擁壁改修工事 2分の1

2 前項の補助金の額は、150万円を超えないものとする。ただし、舗装整備工事については75万円を超えないものとする。

3 各申請につき、複数の工事の種類に該当する場合の補助金の額は、前2項の規定にかかわらず、合算した額が150万円を超えないものとする。

(補助事業承認の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ私道整備補助事業承認申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 位置図(2, 500分の1程度)
- (2) 平面図(施工面積, 延長等が算定できる図面)
- (3) 道路横断面図
- (4) 公図(写)
- (5) 選任書(様式第2号)

2 前項の補助金交付申請は、補助事業の参加者の同意に基づく申請代表者をもつてなされなければならない。

(補助事業の承認)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請にかかる書類を審査し、及び必要と認めるときは調査等を行うことにより、事業を承認すべきものと認めるときは、私道整備補助事業承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査等の結果により事業を承認することが不相当と認めるときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により当該事業の承認をするときは、承認に関する事項を記載し、承認に関する条件を付するものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第8条 前条第1項の規定により、私道整備補助事業承認通知書を受けた者は、規則第5条の規定に基づく補助金等交付申請書に同条第1項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 位置図(2, 500分の1程度)
- (2) 実測平面図(300分の1程度)
- (3) 構造図
- (4) 私道の土地登記簿謄本
- (5) 権利に関する調書及び整備承諾書(様式第4号)
- (6) 工事見積書
- (7) 私道整備補助事業承認通知書の写し

(維持管理)

第9条 この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道は、事業参加者が共同して道路の機能を損なわないように維持管理を行い、補助金の交付を受けて10年間は、道路として一般交通の用に供さなければならない。

(特別補助)

第10条 市長は、この要綱による補助を受けて整備工事に要する経費を負担する者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の生活扶助を受けている場合においては、第5条の規定にかかわらず、市長が認定した額を補助するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

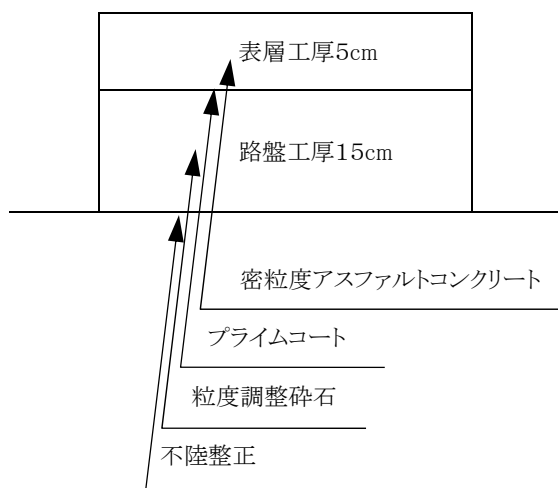
附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

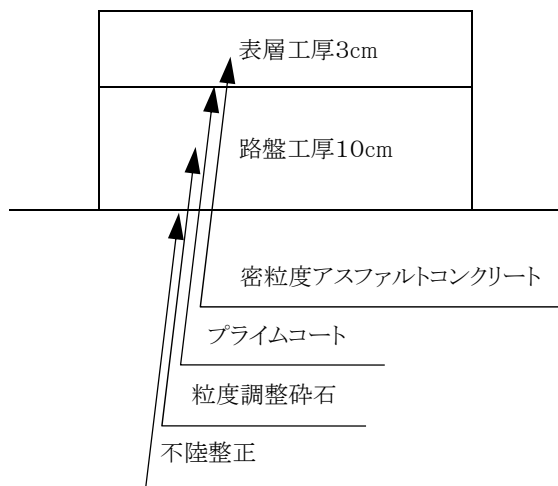
別表（第4条関係）

舗装新設工事 標準断面図

A 工種



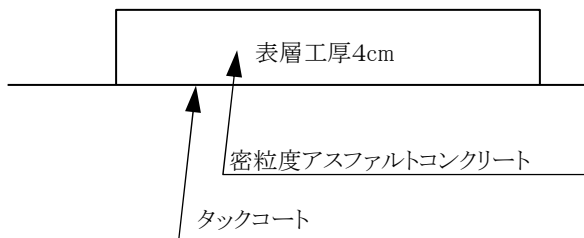
B 工種



舗装整備工事 標準断面図

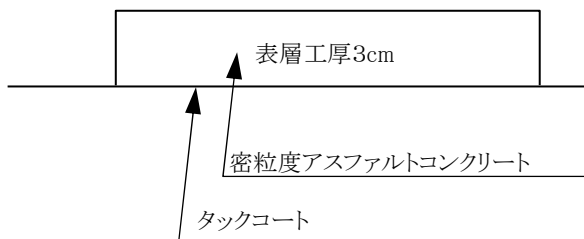
A 工種

オーバーレイ



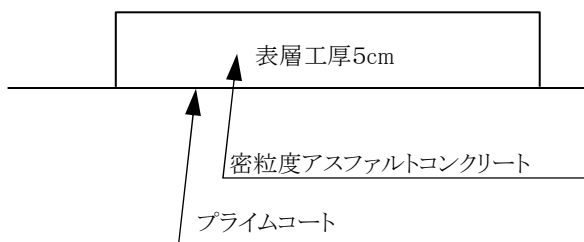
B 工種

オーバーレイ



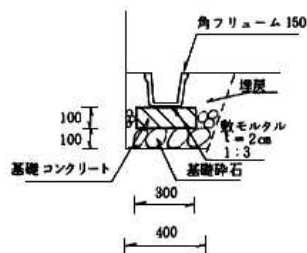
C 工種

再舗装(表層の剥ぎ取りのうえ再舗装)

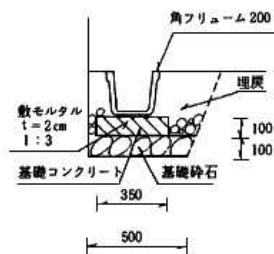


側溝新設工事・側溝布設替工事 標準断面図

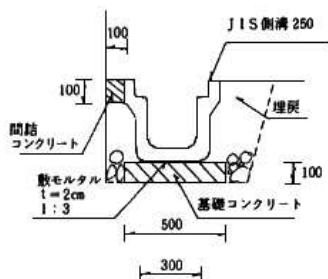
1号排水路



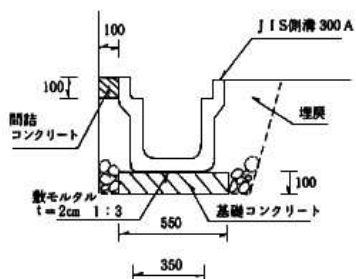
2号排水路



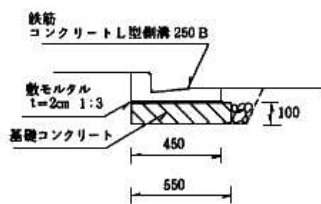
3号排水路



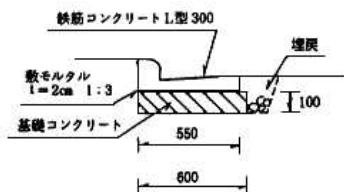
4号排水路



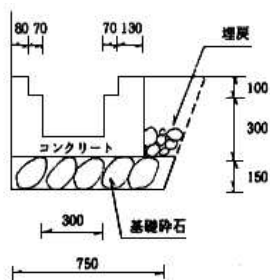
5号排水路



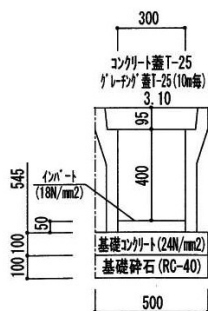
6号排水路



7号排水路

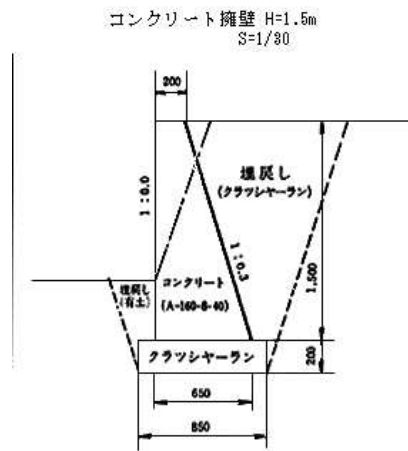


8号排水路

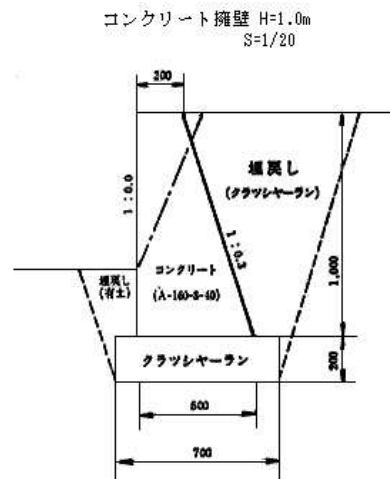


土留擁壁新設工事・土留擁壁改修工事 標準断面図

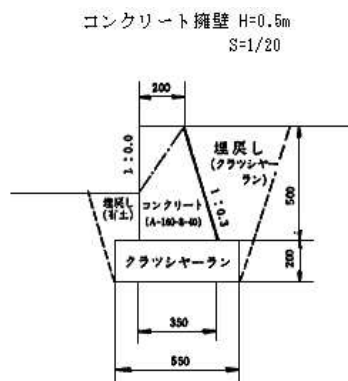
A 工種



B 工種



C 工種



様式第1号

私道整備補助事業承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

署名または記名押印

(電話

)

岡山市私道整備補助金交付要綱第6条第1項により、次のとおり申請します。

私道の所在地	岡山市	番地	
築造年月日			
道路幅員	m	道路延長	m
沿道住宅等棟数	棟	沿道宅地所有者数	人
工事着手予定年月日		工事完了予定年月日	
工事の種類 及び内容			
申請理由			
添付書類	(1)位置図 (2)平面図 (3)道路横断面図	(4)公図(写) (5)選任書	

様式第3号

私道整備補助事業承認通知書

第 号

申請者 住所
氏名

付けで申請のあった私道整備事業については、次のとおり承認したので、岡山市私道整備補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長 印

私道の所在地	岡山市			番地
	工事の種類	幅員	延長	面積
承認事項		m	m	m ²
承認の条件	承認事項のうち については完了後精査した数量による。			

